

2 選挙事務執行日程

令和5年10月22日執行 宮城県議会議員一般選挙 事務執行日程

月 日	曜	告示日前後	選挙期日前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
5. 12	金	－ 154	△ 163		○候補者等の政治活動用ポスターの掲示禁止期間(～選挙期日)(法143)	
5. 25	木	－ 141	△ 150		地方支局総括次長会議	
6. 19	月	－ 116	△ 125	選挙期日の決定	県選挙管理委員会開催 ○選挙期日、同告示日の決定(法33) ○選挙啓発計画の決定(法6)	
6. 23	金	－ 112	△ 121		地方支局担当班長・担当者会議(研修会①)	
7. 26	水	－ 79	△ 88	選挙事務執行日程等の決定	<p>県選挙管理委員会開催 議案関係 ○選挙事務執行日程の決定 ○選挙人名簿選挙時登録の基準日の決定(法22) ○選挙長、同職務代理者の選任(法75、令80) ○選挙会の場所、日時の決定(法77、78) ○ポスター掲示場板面区画数の決定(県規98) ○地方支局長に執り行わせる事務の決定 ○委員長専決事項の決定 ○同時選挙における投票及び開票の順序の決定(法122) ○立候補予定者等説明会の日時、場所の決定 ○立候補届出書類等事前審査の期日、場所の決定 ○選挙長の事務を行う場所の決定(県規72) ○選挙立会人のくじを行う場所、日時の決定(法76、62、県規74) ○候補者等が県選挙管理委員会にする申請等の受付場所の決定 ○選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施要領(公報条例4)</p> <p>報告関係(委員長専決処分) ○投票用紙、点字投票用紙の紙色、字色(点字投票用紙への点字による選挙種別の表示を含む) ○政治活動用ポスター証紙の規格等(法201の11、県規158) ○選挙運動用ビラ証紙の規格等(法142、県規95) ○開票事務と選挙会事務を併せて行わない旨(法79) ○繰上投票(実施する場合)(法56)</p>	<p>市区町村選挙管理委員会開催(あらかじめ) ○選挙事務執行計画の決定 ○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の決定、周知(令17) ○投票・開票管理者、同職務代理者の選任(法37、61、令24、67) ○投票立会人の選任、通知(法38、令27) ○投票区の決定(法17) ○投票所の決定(法39) ○投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの決定、届出(法40、県規29) ○期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の選任(法48の2、37) ○期日前投票所の投票立会人の選任(法48の2、38) ○期日前投票所の決定(法48の2、39) ○期日前投票所の開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの決定(期日前投票所を2か所以上設ける場合のみ)(法48の2、40) ○指定投票区、指定関係投票区の指定、告示、通知(指定した場合)(法37、令26) ○不在者投票を行う場所の決定(法49、令56、57) ○不在者投票の時間の変更の決定、告示、報告(法270の2、令142の3、県規49) ○不在者投票のための投票用紙等の郵送日の決定(告示日の前日)(令53、59の4) ○投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所、日時の決定(法175、県規151) ○繰上投票の内申(必要な場合)(法56、県規47) ○開票の場所、日時の決定(法63、64) ○開票立会人のくじを行う場所、日時の決定(法62) ○ポスター掲示場減少協議(法144の2、令111、県規98の4)</p>

月 日	曜	告示日前後	選挙期日前後	一般的事項	県 の 行 う 事 項	市 区 町 村 の 行 う 事 項
						<ul style="list-style-type: none"> ○ポスター掲示場の設置場所の決定、報告(法144の2、県規97) ○ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面の交付(令111の2) ○個人演説会施設の指定(指定の変更、取消しを含む)(法161) ○個人演説会等の開催手続の細目決定(令125) ○個人演説会等公営施設使用可能予定表の提出要請(令118) ○個人演説会等公営施設の管理者が設ける設備の程度等の承諾(承諾後に公営施設の管理者が公表)(令119) ○個人演説会公営施設使用のために納付すべき費用の額の承認(承認後に公営施設の管理者が公表)(令121) ○選挙啓発計画の決定(法6)
8. 2	水	— 72	△ 81		地方支局担当班長・担当者会議(研修会②) (~3日)	
8. 14	月	— 60	△ 69		○後援団体(資金管理団体を除く。)に関する寄附の禁止(~選挙期日)(法199の5)	
8. 15	火	— 59	△ 68			
8. 16	水	— 58	△ 67			
8. 17	木	— 57	△ 66		宮城県明るい選挙推進協議会通常総会(臨時啓発を含む)	
8. 21	月	— 53	△ 62		県選挙管理委員会開催	
8. 28	月	— 46	△ 55		県選管、県警、地検三者協議会(書面開催)	
8. 29	火	— 45	△ 54			
8. 30	水	— 44	△ 53		地方支局長、市区町村選挙管理委員会書記長・担当係長会議	
8. 31	木	— 43	△ 52		地方支局担当班長・担当者会議(研修会③) ○公営物資、諸証明書等引継(無地)	
9. 1	金	— 42	△ 51	選挙人名簿定時登録	報道機関打合せ	
9. 2	土	— 41	△ 50			
9. 3	日	— 40	△ 49			
9. 4	月	— 39	△ 48			
9. 5	火	— 38	△ 47			

月 日	曜	告示日前後	選挙期日前後	一 般 的 事 項	県 の 行 う 事 項	市 区 町 村 の 行 う 事 項
9. 6	水	－ 37	△ 46		立候補予定者・政党等説明会(大河原地方支局管内)	○選挙人名簿定時登録に係る異議申出期限(法24)
9. 7	木	－ 36	△ 45		立候補予定者・政党等説明会(仙台南、仙台中央、仙台北、塩釜地方支局管内)	
9. 8	金	－ 35	△ 44		立候補予定者・政党等説明会(気仙沼地方支局管内)	
9. 9	土	－ 34	△ 43			
9. 10	日	－ 33	△ 42			
9. 11	月	－ 32	△ 41		立候補予定者・政党等説明会(東部地方支局管内)	
9. 12	火	－ 31	△ 40		立候補予定者・政党等説明会(北部地方支局管内)	
9. 13	水	－ 30	△ 39		○直接請求の署名収集禁止(～選挙期日) (地自法74ほか) ○指定病院等不在者投票管理者打合せ (書面開催)	
9. 14	木	－ 29	△ 38			
9. 15	金	－ 28	△ 37			
9. 16	土	－ 27	△ 36			
9. 17	日	－ 26	△ 35			
9. 18	月	－ 25	△ 34	(敬 老 の 日)		
9. 19	火	－ 24	△ 33		県選挙管理委員会開催 ○立候補の届出順序の決定方法	
9. 20	水	－ 23	△ 32			
9. 21	木	－ 22	△ 31			
9. 22	金	－ 21	△ 30			
9. 23	土	－ 20	△ 29	(秋 分 の 日)		
9. 24	日	－ 19	△ 28			
9. 25	月	－ 18	△ 27		○立候補届出書類等予備審査(地方支局)	
9. 26	火	－ 17	△ 26			
9. 27	水	－ 16	△ 25			
9. 28	木	－ 15	△ 24		○政治団体確認申請書等予備審査	
9. 29	金	－ 14	△ 23			
9. 30	土	－ 13	△ 22			
10. 1	日	－ 12	△ 21			
10. 2	月	－ 11	△ 20			

月 日	曜	告示日前後	選挙期日前後	一般的事項	県 の 行 う 事 項	市 区 町 村 の 行 う 事 項
10. 3	火	－ 10	△ 19			
10. 4	水	－ 9	△ 18		○投票用紙等送致(市区町村)	○投票用紙等受領、保管
10. 5	木	－ 8	△ 17			
10. 6	金	－ 7	△ 16			
10. 7	土	－ 6	△ 15			
10. 8	日	－ 5	△ 14			
10. 9	月	－ 4	△ 13	(スポーツの日)		
10. 10	火	－ 3	△ 12		地方支局担当班長・担当会議(研修会④) ○公営物資、諸証明書等引継(名入り) ○選挙人名簿選挙時登録の基準日の告示(法22、令14)	○投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所、日時の告示(法175、県規151)
10. 11	水	－ 2	△ 11		立候補届出受理会場設営・担当班長打合会議(地方支局)(※この日までに開催) ○公営物資、諸証明書等の整備・確認(地方支局)	
10. 12	木	－ 1	△ 10	選挙人名簿選挙時登録基準日・登録日	○選挙人名簿選挙時登録の登録者数報告受理(法22、令22、県規22) ○選挙運動費用支出制限額の決定(法194、令127) ○立候補届出受理準備・リハーサル(地方支局)	○選挙人名簿選挙時登録、報告(法22、令22、県規22) ○直接請求に要する選挙権を有する者の数の告示(地自法74、75、76、80、81、86、地教法8、合特法4、5) ○ポスター掲示場の設置期限(法144の2、掲示場条例1、県規97) ○ポスター掲示場の設置場所の告示期限(法144の2) ○不在者投票のための投票用紙等の告示日前の請求の郵送開始(令53、59の4) ○不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示期限(令142の3)
10. 13	金	0	△ 9	選挙期日の告示 立候補届出期日 選挙公報申請期日	告示関係 ○選挙期日の告示(法33) ○選挙長、同職務代理者の選任の告示(法75、令81、県規71) ○選挙会の場所及び日時の告示(法78、県規73) ○開票事務と選挙会事務を併せて行わない旨の告示(法79、県規74の2) ○繰上投票期日の決定、告示、通知(実施する場合)(法56、令46、県規47) ○選挙運動費用支出制限額の告示(法196、県規155) ○ポスター掲示場にポスターを掲示できる日の告示(法144の2、県規98の2) ○直接請求に要する選挙権を有する者の数の告示(地自法74ほか、地教法8) ○選挙長の事務を行う場所の告示(県規72) ○選挙立会人決定のくじを行う場所、日時の告示(法76、62、県規74)	告示・通知関係 ○投票・開票管理者、同職務代理者の選任の告示、通知(法37、61、令25、68) ○投票立会人の選任通知(法38、令27) ○投票区決定(変更)の告示(法17) ○投票所の告示、通知、報告(法41、県規30) ○投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの告示、通知、届出(法40、県規29) ○期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の選任の告示、通知(令49の7、25) ○期日前投票所の投票立会人の選任、通知(法48の2、38) ○期日前投票所の場所の告示(期日前投票所を2か所以上設ける場合は期日前投票所の場所、設置期間を告示)、通知(法48の2、39、41) ○期日前投票所の開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの告示、通知(法48の2、40) ○開票の場所、日時の告示、報告(法64、県規58) ○開票立会人のくじを行う場所、日時の

月 日	曜	告示日前後	選挙期日前後	一般的事項	県 の 行 う 事 項	市 区 町 村 の 行 う 事 項
					<p>受理関係(地方支局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立候補届出受理(午後5時締切)(法86の4、270、県規80) ○選挙事務所設置(異動)届出受理開始(法130、令108、県規91) ○出納責任者選任届出受理開始(法180、県規152) ○選挙運動従事者(報酬を支給する者)の届出受理開始(法197の2、令129、県規154) ○選挙立会人届出受理開始(法76、62、令82、69、県規74) ○選挙公報掲載申請受理(午後5時締切)(公報条例3、県規138) ○政党・政治団体の確認申請受理開始、通知(法201の8、令129の4) ○政治活動用ビラ届出受理開始(法201の8、県規160の2) ○政党・政治団体の機関紙誌届出受理開始(法201の15、県規161) ○政談演説会開催届出受理開始(法201の11、令129の5、県規156の2) <p>選挙公営関係(地方支局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選挙運動用自動車の使用契約届出受理開始(公営条例2、3、公営規程1) ○選挙運動用ポスターの作成契約届出受理開始(公営条例9、10、公営規程1) ○選挙運動用自動車の燃料代確認申請受理開始(公営条例4、公営規程2) ○選挙運動用ポスターの作成枚数確認申請受理開始(公営条例11、公営規程2) <p>交付関係(地方支局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公営諸物資、諸証明書発行 ○選挙運動用自動車燃料代確認書交付開始(公営条例4、公営規程2) ○選挙運動用ポスター作成枚数確認書交付開始(公営条例11、公営規程2) ○政党・政治団体の確認書交付開始(法201の8、県規156) ○政治団体活動用ポスター証紙交付開始(法201の11、県規158、159) ○政談演説会告知用立札・看板の表示票交付開始(法201の11、県規156の3) ○政治活動用自動車表示板の交付開始(法201の11、県規157) <p>通知その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○候補者に関する報告、通知、照会(法86の4、令92、県規77、81) ○選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施(公報条例4、県規144) ○線上投票の通知(該当する場合)(令46) ○確認団体に関する通知 ○点字による氏名等提示作成 ○選挙公報の印刷発注 ○違反選挙事務所の閉鎖命令(その都度)(法134) ○違反文書図画の撤去命令(その都度)(法147、201の11) 	<p>告示(法62)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○線上投票の通知(実施する場合)(令46) ○候補者等に関する通知を投票管理者に通知(令92) <p>受理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開票立会人届出受理開始(法62、令69、県規59) ○選挙事務所設置(異動)届出受理開始(法130、令108、県規91) ○公営施設使用の個人演説会、政党演説会の開催届出受理開始、通知(法163、令112、115、県規124) <p>実施関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選挙人名簿の閲覧停止(選挙期日後5日まで)(異議の申出期日において特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行う場合は除く。期限)(法28の2) ○選挙人名簿を期日前投票所の投票管理者に送付(令49の7、28) ○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじの実施(法175) ○違反選挙事務所の閉鎖命令(その都度)(法134) ○違反文書図画の撤去命令(その都度)(法147、201の11) ○公営施設以外の施設における個人演説会開始(法161の2) ○投票所入場券の送付(令31) ○期日前投票、不在者投票の準備

月 日	曜	告示日前後	選挙期日前後	一般的事項	県 の 行 う 事 項	市 区 町 村 の 行 う 事 項
10. 14	土	1	△ 8	期日前投票開始 不在者投票開始	○候補者に関する告示(法86、県規81)	○候補者の氏名等を投票・開票管理者(期日前投票所の投票管理者を含む)へ通知(令92、県規81) ○期日前投票所、不在者投票記載所に氏名等掲示開始(法175、県規150) ○不在者投票開始(法49、令56、57、58) ○期日前投票開始(法48の2) ○期日前投票所及び投票箱の閉鎖(最終日まで毎日)(法48の2) ○期日前投票の投票箱の鍵を封印する投票立会人の指定及び封印(最終日まで毎日)(令49の7) ○期日前投票所の投票録作成(最終日まで毎日)(令49の9)
10. 15	日	2	△ 7		○選挙公報送致(県規147の2)	○選挙公報受領、配布開始 ○公営施設使用の個人演説会開始(法161、163)
10. 16	月	3	△ 6		地方支局担当班長・担当国会議(研修会⑤)	
10. 17	火	4	△ 5		市区町村選挙管理委員会投開票速報担当者会議 ○同時選挙の期日の告示(法119、県規86) ○同時選挙における投票・開票の順序の告示(法122)	○投票所の告示期限、報告(法41、県規30)
10. 18	水	5	△ 4	郵便による不在者投票請求期限		○郵便による不在者投票の投票用紙等請求期限(令59の4)
10. 19	木	6	△ 3	補充立候補届出期限 開票立会人、選挙立会人届出期限	○補充立候補届出締切(法86の4) ○選挙立会人届出締切(法76、62、県規74) ○選挙立会人を定めるくじの実施、通知(法76、62、県規74)	○投票立会人の選任通知期限(法38、令27) ○開票立会人届出締切(法62、県規59) ○開票立会人を定めるくじの実施、通知(法62、令70の2) ○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじの実施(補充立候補のあった場合)(法175) ○公営施設使用の個人演説会開催申出の受理最終日(法129、163)
10. 20	金	7	△ 2			○選挙公報配布期限(公報条例5、県規147の2)
10. 21	土	8	△ 1	選挙運動最終日 期日前投票最終日 不在者投票最終日	○投票・開票速報リハーサル	○投票・開票速報リハーサル ○期日前投票最終日(法48の2) ○不在者投票最終日(法49、270の2、令56、57、58) ○投票記載所の氏名等掲示の準備(法175、県規150) ○線上投票の実施(実施する場合)(法56) ○投票所、開票所の準備 ○期日前投票、投票録等を選挙管理委員会に送致(法48の2、55、令49の10) ○選挙人名簿又はその抄本を投票管理者に送付(令28)
10. 22	日	9	0	投票・開票日	○選挙当日の選挙事務所の制限及び閉鎖命令(法132、134) ○投票、開票結果の速報受領、発表、報告	○選挙当日の選挙事務所の制限及び閉鎖命令(法132、134) ○投票事務の実施 ○不在者投票、不在者投票に関する調書を投票管理者に送致(令60、61、県規56)

月 日	曜	告示日前後	選挙期日前後	一般的事項	県 の 行 う 事 項	市 区 町 村 の 行 う 事 項
						○期日前投票、投票録等を開票管理者に送致(法48の2、55、令49の10) ○不在者投票に関する調書の作成(令61) ○投票録、選挙人名簿等を開票管理者に送致(法54、55) ○開票の実施 ○投票、開票結果の速報
10. 23	月	10	1		○開票結果の速報受領、発表、報告 ○投票点検結果報告の審査、受領(法66)(地方支局) ○啓発資材等の撤去作業	○開票結果の速報 ○投票点検結果報告(法66、県規64の2)
10. 24	火	11	2	当 選 人 の 決 定	○選挙会の開催(法80、令84、県規75)(地方支局) ○選挙録の作成(法83、令85)(地方支局) ○当選人の決定、報告、告知、告示(法95、101の3、県規81の2、82) ○当選証書の付与(法105)(地方支局) ○当選等に関する報告(法108)	
10. 25	水	12	3			
10. 26	木	13	4			
10. 27	金	14	5			
10. 28	土	15	6			
10. 29	日	16	7			
10. 30	月	17	8		県選挙管理委員会開催	
10. 31	火	18	9			
11. 1	水	19	10			
11. 2	木	20	11			
11. 3	金	21	12	(文 化 の 日)		
11. 4	土	22	13			
11. 5	日	23	14			
11. 6	月	24	15	選 挙 運 動 費 用 収支報告書提出期限	選挙運動費用収支報告書(第1回分)受付最終日(法189)(地方支局)	

凡 例

- 法 公職選挙法(昭和25年法律第100号)
- 令 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)
- 則 公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)
- 地自法 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- 地自令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
- 地教行法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)
- 合特法 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)
- 県規 宮城県公職選挙執行規程(昭和31年宮選管告示第10号)
- 公営条例 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年宮城県条例第12号)
- 公営規程 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成6年宮選管告示第16号)
- 掲示場条例 県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年宮城県条例第27号)
- 公報条例 県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成14年宮城県条例第65号)

参 考

任期満了日：令和5年11月12日(日)